

令和8年5月27日質問

質問内容	<p>入札説明書P.6 について</p> <p>15 用途の指定等 (5) 駐車場事業にかかる負担等</p> <p>ウ 借受者は、鹿児島市が駐車場の利用料金を無料とするサービス券（1000 枚）の発券をしなければならない。</p> <p>本サービス券は鹿児島市がどのような場合に使用することを想定していますか。また、本サービス券は鹿児島市へ無償での提供となりますか。</p> <p>無償での提供の場合、使用したサービス券分の割引料金は鹿児島市へ別途請求することは可能でしょうか。</p>
回答内容	<p>本サービス券は、周辺施設へ影響が生じた場合に、周辺施設の利用者に対して提供することなどを想定しています。</p> <p>また、サービス券に係る費用については予定価格に見込んでいるため、積算し差し引いた額を見積額に反映していただくようお願いいたします。</p>

質問内容	<p>入札説明書P.24 について</p> <p>別紙【貸付面積詳細図】</p> <p>①と②の敷地の間にある車路へ駐車場管制機器やバリカー等を設置することは可能でしょうか。</p>
回答内容	<p>①と②の敷地の間にある市道は貸付対象に含まれていないため、駐車場管制機器やバリカー等を設置することはできません。</p>

質問内容	<p>駐車場管制機器を設置する場合、敷地内へ一次側電源の引き込みポール等を設置することは可能でしょうか。</p> <p>また、一次側電源の引き込みポールを設置した場合、駐車場の出入口付近まで架空にて配線してもよろしいでしょうか。</p>
回答内容	<p>敷地内への電源引込ポール等の設置については、関係法令を遵守するとともに、安全性および景観に配慮した上で可能です。</p> <p>なお、架空配線については、景観および安全確保の観点から慎重に取り扱う必要があります、具体的な方法については事前に協議が必要になります。</p>

質問内容	<p>入札説明書 P.6 について</p> <p>15 用途の指定等 (5) 駐車場事業にかかる負担等</p> <p>イ 駐車場の利用料金については、周辺の公共駐車場の料金及び料金体系と同等のものとする (物件調書参照)。</p> <p>駐車料金は物件調書へ記載されている桜島港駐車場の料金と全く同じでないといけないということでしょうか。全く同じではなくて構わない場合、許容の範囲をご教示ください。</p>
回答内容	<p>質問回答書 (令和 8 年 5 月 2 7 日回答) をご確認ください。</p>

質問内容	<p>物件調書について</p> <p>景観計画区域：桜島ゾーン (景観法) と記載がありますが、駐車場管制機器を設置する場合、指定色等はございますか。</p>
回答内容	<p>当該地は景観計画区域 (桜島ゾーン) に該当するため、周辺景観と調和した色彩・デザインとしてください。また、本地域は霧島錦江湾国立公園区域内であるため、自然公園法に基づく規制の遵守が必要です。</p> <p>なお、個別の指定色はありませんが、計画内容については関係部署に事前に協議していただく必要があります。</p>

質問内容	<p>駐車場管制機器を設置する場合、現在、駐車場の敷地内へ場内照明・トイレへ電源の引き込みがなされているため、新たに一次側電源の引き込みができない可能性がございますが、その場合、どちらから一次側電源の引き込みを行えばよろしいでしょうか</p>
回答内容	<p>既存設備からの引き込みが困難なため、新たに引き込む必要があります。電力会社、関係機関と事前に協議の上、適切な位置から引き込みを行ってください。</p> <p>電力につきましては、既存の市の引き込みからの供給となります。供給方法については現地状況をご確認のうえ、各事業者様にてご判断ください。(※現地確認の際には、配電盤の鍵をお開けいたしますので、ご連絡下さい。)</p> <p>また、市の既設設備をご利用される場合には、事前にご相談くださいますようお願いいたします。</p>